平成２５年（フ）第２３９号
千葉県松戸市八ケ崎１丁目39番地の６
債務者　梁川　祐子（旧姓高城）
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２４０号
千葉県松戸市八ケ崎１丁目39番地の６
債務者　梁川　翔太
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２４８号
千葉県松戸市栗ケ沢769番地の27
債務者　池田　清二
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２６５号
千葉県我孫子市高野山556番地の12
債務者　湯浅　幸久
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３０８号
千葉市稲毛区稲毛３丁目８番46―201号
債務者　朝比奈紀子（旧姓大野・西村）
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３３６号
千葉県八千代市八千代台北１丁目９番地13
メゾン三京305号
債務者　クリフォード　マ．ヘスサ　アーリン　デヘスス（ＣＬＩＦＦＯＲＤ　ＭＡ．ＪＥ　ＳＵＳＡ　ＡＲＬＥＮＥ　ＤＥ　ＪＥＳＵＳ）
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３４４号
千葉市中央区宮崎町523番地１　サラベルナール107号
債務者　小野　博之
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３５２号
千葉県市原市若宮１丁目14番地16
債務者　現王園裕子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３７４号
千葉市花見川区横戸町1565番地34
債務者　磯田　　裕
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３８７号
千葉県船橋市旭町２丁目１番24号　サンライズヒルⅠ―202号
債務者　松浦　友美
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３８９号
千葉市稲毛区山王町16番地の15
債務者　佐野　貴行
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４０５号
千葉市若葉区千城台西３丁目12番８棟408号
債務者　渡邊とよ子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４２５号
千葉市中央区浜野町703番地　ル・ポンバーズ浜野302号、住民票上の住所千葉市中央区浜野町703番地　ル・ポンバーズ浜野402号
債務者　佐々木惠一
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４２６号
千葉市緑区おゆみ野１丁目33番地６　ファーストグリーンＣ101号
債務者　佐々木　進
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４２７号
千葉市中央区浜野町703番地ル・ポンバーズ浜野402号
債務者　佐々木直美
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５３号
滋賀県東近江市蒲生堂町328番地333、前住所滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1031番地50
債務者　奥村　美紀
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第２８号
京都府宮津市字喜多1014番地
債務者　梅本　明義
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
京都地方裁判所宮津支部